

あなたの明るい未来に向けて

～ 多重債務にならないために ～



欲しいままに買ってしまうと！

数ヶ月後



世の中には便利なもの、魅力的なものがあふれています。
カードで気軽にクレジットやローンが利用でき、とても便利ですが、
計画性がないと誰もが多重債務(返済能力を超える借金)におちいる
可能性があります。

どんなことに気をつければ良いのか…

このリーフレットで学びましょう！



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

「借金を返すために新たな借金」 をして、返済が困難な状態 = 多重債務

こんなことが原因で多重債務に！



家電やパソコン、服などの購入で計画性なくクレジットカードを何枚も契約して利用した。

思ったほど収入が上がらず奨学金が返金できなくなった。

車や教材、語学教室、エステなどのローンを計画性なく組んでしまい、返済のために借金を重ねた。

ギャンブルにはまって、いくつもの消費者金融から借金をした。

友人や知人から頼まれて「連帯保証人」になったが、本人が返済不能になり、代わりに請求された。



多重債務になると、頭の中は借金のことでいっぱいになり、勉強や仕事に集中できなくなるだけでなく、プライベートも満喫できなくなってしまいます。また、まわりの友人や家族にも心配をかけてしまいます。

そして…

個人の自己破産件数

(最高裁判所「司法統計」平成28年)

全国：約**65,000**件 長野県内：約**800**件

自己破産(裁判所に、債務者自身が破産していることを宣告するように申し立てること)のデメリット

- 所有資産の処分(一部例外を除く)
- 新たな借金の制限(5～7年ほど)
- 一定期間の資格の制限(生命保険募集人、証券業、風俗営業、建設業、警備員等) など

また…

多額な負債や借金の取り立てなど 経済・生活問題を理由に自ら命を断つ人

(警視庁「平成28年中の自殺の状況」)

全国：**3,522**人 長野県内：**70**人

確かな生活を送るために、
金融に関する基礎知識を身に付けることが大切です！

金利と利息

借金をすると返済の際に**利息**がかかります。

借りたお金（元本）に対して支払う利息の割合のことを**金利**といいますが、**金利が高くなると返済額は多くなります。**

10万円を借りた場合の5年後の返済額(複利計算)



ローンとクレジット

消費者金融などの貸金業者からの利息には制限があります。上限金利は15%~20% (借金の額に応じて)で、総額は「収入の3分の1」までと法律で規制されており、それを『総量規制』といいます。

しかし

銀行など金融機関からの借り入れや、クレジットカードでの買い物など例外や除外もあります。

総量規制の対象

- 貸金業者からの個人の借り入れ (消費者金融)
- クレジットカードで現金を借りるキャッシング (1つの借入れが収入の3分の1以下でも上記の借入れを合算して超えれば対象。)

総量規制の対象外

- 銀行(信用金庫、労働金庫、農協等)からの借り入れ
- 銀行系カードローン
- 自動車ローン、住宅など不動産担保ローン
- クレジットカードのショッピング(リボ・分割・ボーナス一括払い等含む)
- 顧客に一方的有利となる借換え・緊急の医療費の貸付け等

ローン

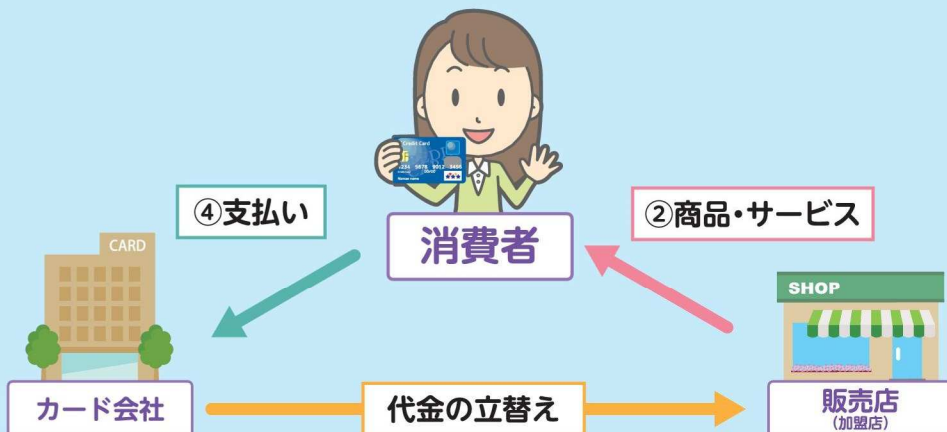
金融機関からお金を直接借りること



一般的に使い道が自由なローンは高い金利で、住宅やマイカーの購入など予め定められた目的に使う場合は、担保等があるため低い金利で借りることもできます。消費者金融業者から借り入れる場合は、使い道に制限がなく、契約が簡単ですが金利は高いのが一般的です。

クレジット

ショッピングなどの代金をカード会社に立て替えてもらうこと(クレジット:「信用」という意味)



利用者は、買い物の後、期日までにカード会社へ返済をしなければなりません。支払いには、一括払い・分割払い・リボ払い(リボ払い)等があります。リボ払いを利用すると、買い物を重ねても毎月の支払額は一定額に抑えられますが、支払期間が延び、その分通常の分割払いより高い手数料がかかります。また利用ポイントなどの特典も多くありますが、利率や支払いは総合的に判断する必要があります。



ローンやクレジットは後で支払わなければいけない借金です。お金に困って借りた場合、返済はもっと困難になります。

多重債務にならないためには！

● 親しい友人や知人、
親族に頼まれても、
安易に保証人にならない！

● クレジットカードは
必要以上に
たくさん作らない！

● 買いたいものは、今必要なのか、
お金をためてからでは
だめなのか
しつかり考えてから！

● 金利、利息、毎回の返済額、
支払日、支払総額を
必ずチェック！

● 「借金のための借金」は
絶対に×！
またヤミ金融(※)からは
絶対に借りない！



**自分の収入の範囲での生活を心がけ、
むやみに借金をしないことが最も重要！！**



※ヤミ金融とは、貸金業登録をせずに無登録で営業している貸金業者や
出資法で定められた上限を超えた金利で貸し付けを行う業者のこと。



**万が一、多重債務になってしまったら解決する方法もあります。
一人で悩まずにすぐに近くの消費生活センターに相談しましょう。**

相談窓 □ 県消費生活センター又はお住まいの市町村消費生活相談窓口へ



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

北信消費生活センター ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

中信消費生活センター ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

南信消費生活センター ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

東信消費生活センター ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

しあわせ信州創造プラン (長野県総合5か年計画) 推進中

編集・発行 長野県県民文化部 暮らし安全・消費生活課

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL 026-223-6770 FAX 026-223-6771
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp http://www.nagano-shohi.net/

このリーフレットは長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の
協力を得て作成しています。



しあわせ信州

平成29年12月作成